

令和2年（2020年）4月17日

入室児童保護者 各位

越谷市長 高橋 努

市内学童保育室の臨時休室について（お知らせ）

本市では、皆様の利用自粛への協力のもと、安全に最大限配慮しながら保育を継続してまいりました。しかしながら、市内及び県内で新型コロナウイルスへの感染が拡大していることや、感染を抑える上で「人と人との接触を抑える」ことが最重要であることを踏まえ、いわゆる「3密」の状況になりやすい保育施設等において、利用する児童及び保護者の感染リスクを最小限にするための一層の取組が必要な状況となっています。

そのため、緊急事態宣言の期間中、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、市内の学童保育室を臨時休室することとしましたのでお知らせします。

なお、医療従事者や社会の機能を維持するために就業の継続が必要な方、ご家庭での保育が特に困難な方等については、特例的に保育を実施しますので、下記のとおり手続きをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の終息に向けた取組に、保護者皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休室期間

令和2年4月22日（水）から令和2年5月6日（水）まで

ただし、緊急事態宣言期間の延長等により、期間を変更する場合があります。

2 臨時休室期間においても保育（休室時保育）を実施できる世帯

保護者及び親族全員が以下の①から④までのいずれかに該当し、かつ在宅勤務や休暇等の調整がつかない世帯、または⑤に該当する世帯

【裏面へ】

- ① 病院、薬局に勤務するなど、医療体制の維持に関する業務に従事
- ② 高齢者施設や障害者支援施設など、支援が必要な方々への保護の継続に関する業務に従事
- ③ インフラ（電力、ガス等）運営や飲食料品、生活必需品供給関係など、市民の安定的な生活の確保に関する業務に従事
- ④ 警察、消防、行政サービス、鉄道、運送、保育など、社会の安定の維持に関する業務に従事
- ⑤ その他、ひとり親世帯等で家庭での保育が特に困難な場合

3 臨時休室時における保育の利用手続

- (1) 「臨時休室時の学童保育室利用希望届」を、令和2年4月21日（火）までに、青少年課または学童保育室へ提出してください。なお、提出書類は、各学童保育室で配布しているほか、越谷市公式ホームページでダウンロードができます。
- (2) 利用時には、児童の健康状態を確認します。なお、37.5℃以上の発熱や風邪の症状がある場合は、学童保育室の利用はできません。

4 その他

- ・ 学童保育室の保育料については、利用実績に応じた減額をします。
※ 詳しくは別途案内をします。
- ・ 在籍する児童又は職員が新型コロナウイルスに感染した場合は、学童保育室を閉室します。

問い合わせ

青少年課

Tel 048-963-9158